

別記様式第 1

消 火 器 試 験 結 果 報 告 書

実施日 平成 3 0 年 6 月 1 2 日

実施者 _____

住所 東京都千代田区霞が関 2-1-2

氏名 霞 太郎

印 _____

用途	消火器の種類及び個数					能力単位	結 果
	a	b	c	d	e		
1 宿泊室	1					3	7
2 宿泊室		1				3	7
合計	1	1				6	14

用途	(5) 項イ・民泊	構造	耐火構造で内装制限したもの	その他	
延べ面積	200 m ²	必要能力単位	2	緩和対象の消火設備	有 無
付加設置部分の有無	有 (少量危険物・指定可燃物・電気設備・火気使用設備)				無

「消防法施行令別表第一の項・具体的な用途」を記載します。



5 項イ：ホテルや旅館などの宿泊施設のことです。民泊のうち、人を宿泊させる間に家主が不在となるものや宿泊室の床面積合計が50㎡を超えるものはこの項に該当します。

5 項ロ：共同住宅や下宿、寄宿舎のことで、共用の廊下や階段、エントランスなどがある集合住宅をいいます。

16 項イ：2以上の用途が存する複合用途のことです。5 項ロの一部を5 項イに転用した場合はこの項に該当します。

「必要能力単位」の欄は「延べ面積÷100」で得られた数値（小数点以下切り上げ）を記載します。



「構造」の別や「緩和対象の消火設備」の有無によっては、必要能力単位を減免することがありますが、不明な場合は○をつけなくても結構です。

建物全体が5 項イとなる場合は建物全体の延べ面積を、16 項イとなる場合は5 項イ部分の床面積を記載します。

通常、「有」に該当する部分はありませんので、「無」に○をします。



ガソリン（40ℓ以上）や灯油・軽油（200ℓ以上）を貯蔵している場合は「少量危険物」に○をつけます。

その他、変電設備や業務用の乾燥機・調理器具などを設ける場合は、追加で消火器の設置が必要となる場合がありますので、警轄の消防署にご確認ください。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 3 a は粉末消火器、b は泡消火器、c は塩化炭素消火器、d は二酸化炭素消火器、e はハロゲン化物消火器及びf は水消火器をいう。また、能力単位C欄は、該当する消火器が設置してある場合に○印で記入すること。
 4 付加設置すべき部分がある場合には、各階ごとに、用途の欄にその部分を記入すること。
 5 結果の欄には、良否を記入すること。

別記様式第1

消 火 器 試 験 結 果 報 告 書

実施日 平成30年6月12日

実施者 _____ 印

住所 東京都千代田区霞が関2-1-2

氏名 霞太郎

用途	消火器の種別及び個数						合計	能力単位	結果
	a	b	c	d	e	f			
1 宿泊室	1				3	7	0	0	○
2 宿泊室		1			2	2	0	0	○
合計	1	1			6	14	0		○

備考

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 備考2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 備考3 aは粉末消火器、bは泡消火器、cは強化液消火器、dは二酸化炭素消火器、eはハロゲン化物消火器及びfは水消火器をいう。また、能力単位C欄は、該当する消火器が設置してある場合に○印で記入すること。
- 備考4 付加設置すべき部分がある場合には、各階ごとに、用途の欄にその部分を記入すること。
- 備考5 結果の欄には、良否を記入すること。

設置階数と当該階（設置する場所）の主な用途を記載します。

消火器の種別と設置個数を記載します。

- 消火器の種別は消火器本体に表示されています。
- 「粉末消火器」は“a”の列に、「強化液消火器」は“c”の列に個数を記載します。

消火器本体の表示を見て能力単位を記載します。

- C火災には能力単位がないので、Cと記載されれば○を記載します。

A (火災)	木材、紙類、繊維などの普通火災 (B・C火災以外の火災)	
B (火災)	ガソリン・灯油・てんぷら油などの油火災	
C (火災)	通電中のコンセントや配線などの電気火災	

「適合性」：消火器がA・B・C火災に対応していれば○を記載します。

「設置場所等」：設置された消火器が以下の全てに適合していれば○を記載します。

- 各部分が歩行距離20m以下となるように設置されている。
- 通行・避難に支障が無く、使用に際して容易に持ち出すことができる場所に設置されている。
- 床の上に置かれているなど、床面からの高さが1.5m以下の高さに設置されている。
- 消火器本体に表示された使用温度範囲を超える場所には設置されていない。
(例：暖房器具の直近など。)
- 屋外廊下など、風雨がかかる場所に設置された消火器は格納箱に収納されている。

「標識」：消火器付近の見やすい場所に標識が設置されている。

「機器」：検定の合格証が添付され、変形や損傷がない。



<消火器本体の表示例>

業務用消火器	
粉末or強化液 (ABC) 消火器	
設計標準使用期限	2026年まで
製造年	2016年
能力単位	A・B・C
放射距離	3~6m
放射時間	約15秒
使用温度範囲	-30℃~40℃
薬剤質量	3.0kg
消火器の区分	蓄圧式
型式番号	消第00~00号

特定小規模施設用自動火災報知設備試験結果報告書

試験実施日 平成30年 6月15日

試験実施者

住所 東京都千代田区霞が関2-1-2

氏名 霞太郎 印

無線式連動型警報機能付感知器(自動試験機能付)のみで構成される場合の記載例です。



- 階数が3階層以上(地上3階建てや地上2階地下1階など)の場合や延べ面積が300㎡以上の場合(共同住宅の一部で民泊を行う場合で、民泊部分の床面積合計が延べ面積の10%以下である場合を除く。)には、原則として特小自火報は設置できません。

※ 配線でつなぐ方式の自動火災報知設備が必要となりますので、消防設備士の資格がないと設置できません。

※ 延べ面積が300㎡以上500㎡未満で、かつ、民泊部分の床面積合計が300㎡未満である場合には特小自火報を設置できますが、建物全体に設置が必要ですので、ご自身では設置せずに建物を管理されている方や消防設備業者と相談しましょう。

□ 「消防法施行令別表第一の項・具体的な用途」を記載します。



- 5項イ：ホテルや旅館などの宿泊施設のことです。民泊のうち、人を宿泊させる間に家主が不在となるものや宿泊室の床面積合計が50㎡を超えるものはこの項に該当します。
- 5項ロ：共同住宅や下宿、寄宿舎のことで、共用の廊下や階段、エントランスなどがある集合住宅をいいます。

16項イ：2以上の用途が存する複合用途のことです。5項ロの一部を5項イに転用した場合はこの項に該当します。

□ 感知器の種類ごとに設置個数を記載します。



- 煙感知器であれば「光電式スポット型」、熱感知器であれば「定温式スポット型」となります。
 - 定温式(熱感知器)は台所(キッチン)に、光電式(煙感知器)はそれ以外の居室(宿泊室やリビングなど)や2㎡以上の収納・クローゼットに設置します。
 - 「自」の欄は自動試験機能付であることを意味します。
 - 「種別」は、説明書などで確認できます。
- (平成30年12月時点で流通している特小自火報の感知器は、光電式であれば2種、定温式であれば特種のみです。)



※ 全ての感知器が一斉に鳴るので、一斉鳴動に○をします。

用途	(5) 項イ・民泊	200 m ²	階数	地上	2階	地階	0階
受信機	普種式、二信号式、アナログ式、自動試験機能付き、遠隔試験機能付き・無線式、その他()	P・GPP型	回線数	AC	V・DC	点・予備点	点
発信機	予備電源	Nicd・その他()	屋内型	屋外型	V	AH	
中継器	アナログ式、警報式、自動試験機能付き、遠隔試験機能付き、無線式、他()	回線	予備電源	有()	無線	設置台数	台
	アナログ式、警報式、自動試験機能付き、遠隔試験機能付き、無線式、他()	回線	予備電源	有()	無線	設置台数	台
	アナログ式、警報式、自動試験機能付き、遠隔試験機能付き、無線式、他()	回線	予備電源	有()	無線	設置台数	台
	アナログ式、警報式、自動試験機能付き、遠隔試験機能付き、無線式、他()	回線	予備電源	有()	無線	設置台数	台
	アナログ式、警報式、自動試験機能付き、遠隔試験機能付き、無線式、他()	回線	予備電源	有()	無線	設置台数	台
感知器	機	種別	種	種	種	種	種
	光電式	スポット型(無線式・連動型・警報機能付き)	○	○	2種	4個	
	定温式	スポット型(無線式・連動型・警報機能付き)	○	○	特種	1個	
	式	()			種	個	
	式	()			種	個	
	式	()			種	個	
	式	()			種	個	
	式	()			種	個	
	式	()			種	個	
	式	()			種	個	
	式	()			種	個	
音響装置	種別	種	類	電	圧	電	流
	主音響装置(内蔵されているものを除く)			DC	V		mA
	副音響装置(内蔵されているものを除く)			DC	V		mA
	地区音響装置			DC	V		mA
	放送設備との連動			DC	V		mA
鳴動	方式	有	・	無	・	無	区
	鳴動	方式	有	・	無	・	区

特定小規模施設用自動火災報知設備

②

試験区域	警戒区域の設置場所等	項目	種別・容量等	内容	結果
受信機	設置場所周囲の状況・操作性	設置場所	—	—	○
		設置状況	—	—	
外観	構造・操作性	操作部等	床面からの高さ	m	
		予備品等	—	—	
中継器	設置場所	構造・性能	—	—	
		予備品等	—	—	
電源(電池除く)	非常電源の種類	非常電源	AC	V	
		非常電源専用受電設備・蓄電池設備	—	—	
感知	警報状況・設置状況	差動式スポット型	—	—	○
		定温式スポット型	—	—	
試験	状況・構造・性能	補償式スポット型	—	—	
		熱複合式スポット型	—	—	
試験	状況・構造・性能	熱アナログ式スポット型	—	—	
		煙感知器 (アナログ式を除く。)	—	—	
発信機	構造・性能	イオン化アナログ式スポット型	—	—	
		光電アナログ式スポット型	—	—	
表示灯	設置場所等	熱煙複合式スポット型	—	—	
		炎感知器	—	—	
地区影響	設置場所等	設置場所等	—	—	
		構造	—	—	

□ 建物は2階建て以下なので○を記入します。

□ 取り付けた熱感知器が以下の全ての項目に適合していれば○を記入します。

- 台所 (キッチン) 付近の天井に設置されている。【図2】
- エアコン等の吹出し口から1.5m以上離して設置されている。【図2】
- 壁や梁 (はり) から40cm以上離して設置されている。【図3】
- 点検や電池交換などの維持管理ができていない場所(通常は-10℃~50℃程度)を超えている。【図4】
- 感知器の下端は、天井面の下方30cm以内である。(はりの下面に設けられていない。)
- 説明書などに記載された感知器の使用温度範囲 (通常は-10℃~50℃程度) を超える場所には設置されていない。(例: 暖房器具の熱風を直接受ける場所など。)

□ 取り付けた煙感知器が以下の全ての項目に適合していれば○を記入します。

- 宿泊室やリビングなどの居室、2㎡以上の収納の天井に設置されている。
- 居室が可動式の間仕切り (カーテンなどは除く。) や天井から60cm以上突出したはりで区画された部分ごとに感知器が設置されている。【図1】
- エアコン等の吹出し口から1.5m以上離して設置されている。【図2】
- 壁や梁 (はり) から60cm以上離して設置されている。(小規模な収納などで四方の壁から60cm離すことができない場合は、可能な限り壁から離れた中央部分に設置されている。)
- 点検や電池交換などの維持管理ができていない場所(通常は-10℃~50℃程度)を超えている。【図4】
- 感知器の下端は、天井面の下方60cm以内である。(はりの下面に設けられていない。)
- 上記全ての条件を満たした上で、できる限り居室の出入口に近い場所に設置されている。



